

別紙2 静岡市 認知症対応型共同生活介護評価基準

◎：評価にて重視する項目

1 法人の状況

評価の観点	評価項目	内容	該当書類・項目
(1) 法人の経営理念・運営方針等	① 法人の理念、運営方針	◎ ・法人の理念、運営方針が明確で適切であるか	● 書類No.②(様式2)「事業計画書」1
	② 応募の動機、趣意	◎ ・介護保険制度や地域福祉に対する基本理念を理解し、熱意と意欲があるか	● 書類No.②(様式2)「事業計画書」2
(2) 事業実施の確実性	① 財務状況の諸表、資金計画、収支計画	◎ ・財務状況の諸表が適正であるか ・整備に関する資金計画が適正であるか ・運営に関する収支計画が適正であるか	● 書類No.③「法人の決算書」 ● 書類No.⑱(様式10)「収支計画」他
	② 法人又は法人の代表者が、認知症対応型共同生活介護、その他居住系・施設系サービス又はその他の介護サービス事業を運営中であるか	◎ ・他市での運営についても、実績として評価する ・認知症対応型共同生活介護を運営している場合を特に評価する ・その他の入所・施設サービスの種別は、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・特定施設とする	● 書類No.④(様式3)「介護サービス事業所の運営状況」
(3) 地元企業の優先	① 法人の本社又は本拠地の住所地	◎ ・静岡市内に本社又は本拠地(法人登記上の「本店」又は「主たる事務所」)を置くか	● 書類No.⑤「定款(写し)及び登記事項証明書」
(4) 職員体制	① 職員の研修計画、考え方	◎ ・職員の資質向上に向けた、具体的な研修計画があるか	● 書類No.②(様式2)「事業計画書」4
	② 職員の人材確保	◎ ・職員確保等の具体的な計画があるか(新規採用、定着促進、両立支援・多様な働き方の推進に資する取組み、腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組みなど) ・労働環境について、職員が働きやすい執務環境とするための配慮、工夫があるか(職員専用の休憩、着替え等に必要な部屋や設備の有無)	● 書類No.②(様式2)「事業計画書」4 ● 書類No.⑧(様式5)「建物の構造概要(部屋別施設一覧表)」 ● 書類No.⑪「平面図」 ● 書類No.⑫(様式7)「設備・備品等の概要」
	③ 職員の処遇	◎ ・職員の処遇について、昇給、資格の取得による優遇等の仕組みがあるか	● 書類No.②(様式2)「事業計画書」4
	④ 有資格者の確保	◎ ・代表者、管理者及び計画作成担当者について、人員基準を満たす人材の確実な確保が見込まれるか(厚生労働大臣が定める研修を修了している人材を確保している、又は見込みがあるか)	● 書類No.②(様式2)「事業計画書」4 ● 書類No.⑦(様式4)「代表者、管理者及び計画作成担当者の経歴書」

2 立地

評価の観点	評価項目	内容	該当書類・項目
(1)土地の用途	①事業予定地は市街化調整区域以外であるか	◎ ・市街化調整区域での応募を考えている事業者は、応募前に事前相談を要する	●書類No.⑨(様式6)「建築等に係る協議の状況」
(2)事業実施の確実性	①事業予定地は、安定的・継続的に事業運営できる土地か	◎ ・安定的、継続的な運営のため、法人所有、又は国若しくは地方公共団体からの借地であるか	●書類No.⑳事業予定地の不動産登記簿謄本 ●書類No.⑱土地売買契約書又は贈与契約書の写し未契約の場合は、土地売買確約書(様式11)
(3)医療との連携	①複数の協力医療機関と協定を締結するか	・歯科医療機関以外の協力医療機関が複数であることが条件 ・応募時点で、協定等を締結済である必要は無い	●書類No.②(様式2)「事業計画書」9 ●書類No.⑩「事業予定地の周辺図」
	②協力歯科医療機関と協定を締結するか	・応募時点で、協定等を締結済である必要は無い	●書類No.②(様式2)「事業計画書」9 ●書類No.⑩「事業予定地の周辺図」
	③協力医療機関は至近距離にあるか(車で5-10分程度)	・全ての協力医療機関が至近距離にある必要は無い ・「事業予定地の周辺図」に分かるよう印を付けること	●書類No.②(様式2)「事業計画書」9 ●書類No.⑩「事業予定地の周辺図」
(4)利便性	①バス、電車等公共交通機関の利用が容易である(おおむね300m以内)	・「事業予定地の周辺図」に分かるように印と距離を示すこと	●書類No.⑩「事業予定地の周辺図」
	②高齢者が歩行訓練を行うに適した公園、広場等を近隣に有し、外出機会を促進する環境にある(おおむね300m以内)	・「事業予定地の周辺図」に分かるように印と距離を示すこと	●書類No.⑩「事業予定地の周辺図」
(5)防災面からの立地	①「浸水想定区域(津波・洪水)」に該当していないか	・静岡市防災情報マップ https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal にて確認すること(添付不要)	/
	②「土砂災害警戒区域」等に該当していないか	・静岡市防災情報マップ https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal にて確認すること(添付不要)	

3 建物設備

評価の観点	評価項目	内容	該当書類・項目
(1) 居住性	①全ての居室に収納設備(クローゼット等)、洗面台があり、これらの設備部分を除いた面積が基準以上あるか	・平面図において、それぞれ分かるように示すこと	●書類No.⑧(様式5)「建物の構造概要(部屋別施設一覧表)」 ●書類No.⑪「平面図」 ●書類No.⑫(様式7)「設備・備品等の概要」
	②居間及び食堂が同一の場所ではない、又は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立しており、それぞれ十分な広さを確保しているか	・平面図において、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが分かるように示すこと	●書類No.⑧(様式5)「建物の構造概要(部屋別施設一覧表)」 ●書類No.⑪「平面図」 ●書類No.⑫(様式7)「設備・備品等の概要」
	③車椅子対応のトイレをユニット当たり1以上有するか	・様式7「設備・備品等の概要」に記載のこと	●書類No.⑧(様式5)「建物の構造概要(部屋別施設一覧表)」 ●書類No.⑪「平面図」 ●書類No.⑫(様式7)「設備・備品等の概要」
	④要介護者へ配慮された入浴設備を有するか	・個別浴槽が二方向以上からの介助が可能な形式である、又は機械浴の設備を有する等、要介護者への配慮がされていること ・脱衣室を含めて入浴介助をするのに十分な広さを有していること	●書類No.⑧(様式5)「建物の構造概要(部屋別施設一覧表)」 ●書類No.⑪「平面図」 ●書類No.⑫(様式7)「設備・備品等の概要」
	⑤地域交流のための部屋を有するか	・ボランティアの受入時や地域住民との交流、介護教室等に使える専用の部屋を確保している場合に評価する	●書類No.⑧(様式5)「建物の構造概要(部屋別施設一覧表)」 ●書類No.⑪「平面図」 ●書類No.⑫(様式7)「設備・備品等の概要」
	⑥駐車場は運営に必要(利用者家族用、従業者用等)な台数分のスペースを確保しているか	・駐車場は非常用車両の駐車や避難場所としても使えることから、施設に隣接し設置するのが望ましい、敷地内の配置図で分かるように示すこと	●書類No.⑪「敷地内の配置図」
(2) 地域交流	①近隣の住民やボランティアとの交流等を促進するための、催しや連携先等に関する具体的な計画を有する(開設後の計画)	・事業計画になるべく具体的に記載のこと	●書類No.②(様式2)「事業計画書」5
(3) 安全性	①自家発電機(ポータブル可)を備えるか	・様式7「設備・備品等の概要」に具体的に記載のこと ・開設時点で必ず備えておくこと	●書類No.⑫(様式7)「設備・備品等の概要」
	②防災用の特段の設備を備えているか	・防災倉庫、地域住民が使用可能な炊き出し用設備、マンホールトイレ等 ・様式7「設備・備品等の概要」に具体的に記載のこと ・開設時点で必ず備えておくこと	●書類No.⑫(様式7)「設備・備品等の概要」

4 その他

評価の観点	評価項目	内容	該当書類・項目
(1)他事業への参加	①シニアサポーター事業の受入れを予定しているか	・シニアサポーター事業については、(株)東海道シグマHPを参照 https://sigma-jp.co.jp/landing/medicalcare/care/seniorVolunteer/	●書類No.②(様式2)「事業計画書」10
	②介護相談員派遣事業の受入れを予定しているか	・介護相談員派遣事業については、介護保険課HPを参照 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s003036.htm	●書類No.②(様式2)「事業計画書」10
(2)その他	①施設のアピールポイント	◎ ・ソフト面、ハード面で優れている所	●書類No.②(様式2)「事業計画書」13
	②市政への貢献	◎ ・本市の施策への積極的な参画等を評価する	●書類No.②(様式2)「事業計画書」14